**津南町新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン**

（令和2年12月3日作成：福祉保健課）

**１　はじめに**

国は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「新しい生活様式」を示し、新潟県では事業者へ徹底した感染防止策の参考資料として「業種ごとの感染拡大予防対策等について」を示した。

町においても、今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくために、この資料を参考とし、施設利用時の感染拡大予防対策ガイドラインを作成した。このガイドラインをもとに、各施設で対応マニュアルを作成し、感染リスクを確認したうえで、施設での対策を進めていただきたい。

　※「新しい生活様式の実践例」参照

**２　感染リスクに応じた対策の検討**

事業者においては提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、従業員や利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討していただきたい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染経路 | | 感染リスクが高い場所 |
| 飛沫感染 | 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染する。 | 1. 換気が不足する場所 2. 人と人の距離が近い場所（1～2ｍを確保できない場所） 3. 施設内で大声を出す場所 |
| 接触感染 | 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付く。他者がその部分に接触すると感染者のウイルスが他者の手に付着し、その手で口や鼻を触れると粘膜から感染する。 | 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れるところや頻度が高いところ  （テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど） |

**３　各業種に共通する留意点**

* できるだけ人との接触を避け、対人距離の確保（できるだけ2ｍ（最低1ｍ））
* 感染防止のための入場者の制限（密にならないように対応、発熱または咳、のどの痛みなどの風邪症状がある人は入場を見合わせる）
* 入口及び施設内に手指の消毒液等を設置
* マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
* 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応）
* 施設の消毒を徹底

1. **症状のある方の入場制限**
2. 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策であること。また、状況によっては、発熱者を体温計で特定し入場を制限することも考えられること。
3. なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられること。

**（２）会議、会合**

1. 参加人数は多くならないよう会場の広さを考慮しながら、人と人との距離をできるだけ2ｍ、最低でも1ｍ間隔があけられる人数を目安にする。(定員の50％)
2. できるだけ短い時間で終わるよう工夫する。
3. 飲食や飲酒を伴う会合の場合、３密の回避や席の配置（真正面を避ける）等に配慮する。

**（３）感染対策**

1. 施設の換気を徹底する。

・2方向の窓を1回、数分間程度、全開にする。

1. 大勢の人が使用する物品や手が良く触れる箇所を工夫して最低限にする。
2. 複数の人の手が触れる場所を消毒する。
3. 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒する。
4. 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで仕切る。

※「５分間の会話で１回の咳と同じくらいの飛沫が飛ぶ」ため対面での会話で１～２ｍの距離が取れない場合は、マスクの着用やカーテンなどで飛沫を避ける工夫が必要。

1. ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
2. 石けんによる手洗いや手指消毒の徹底を図る。

**（４）トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）**

1. 便器内は通常のトイレ用（家庭用）洗剤で清掃する。
2. ドアノブなどの不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
3. トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示する。
4. ペーパータオルを設置するか、個人のハンカチ等を使用してもらう。
5. ハンドドライヤーを止め、共通のタオルは禁止する。
   1. **休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）**
6. 休憩は一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話をしないようにする。
7. 休憩スペースは常時換気することに努める。
8. 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
9. 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

**（６）ゴミの廃棄**

1. 鼻水、唾液などが付いたゴミ（ティッシュ等）は、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
2. ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
3. マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。

**（７）清掃・消毒**

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃でよい。

※「新型コロナウイルス対策　身のまわりを清潔にしましょう。」参照

**（８）新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識の周知徹底**

職員・従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

**（９）その他**

1. 高齢者や持病のある方については、感染した場合に重症化する傾向があることから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
2. 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

　※各業種別のガイドラインは別紙「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」（内閣官房）を確認すること。